

## 豊臣政権の市場構造

三 鬼 清 一 郎

はじめに

- 一、いわゆる自由都市について
  - 二、寺内町の位置づけについて
  - 三、在地領主制と惣村制
  - 四、朝鮮役における物資調達の問題
  - 五、キリシタン禁令と貿易政策
- むすびにかえて

は じ め に

幕藩体制社会の構造的特質を明かにするための前提条件の一つとして、豊臣政権の歴史的位置を確定するための作業においては、基礎構造・権力構造の分析のほかに、市場構造についての具体的究明が必要とされよう。それは、市場構造は基礎構造・権力構造の双方に規定され、それらを媒介するものとして独自の機能をもち、政権そのものに特有の歴史的性格を付与していると思われるからである。

幕藩体制社会の形成過程のうちに占める市場構造の位置づけについて

ての、具体的イメージは必ずしも明かではなかった。それは、従来から市場構造の問題は、商品流通史の一部として、その独自の再生産構造を明確にしえなかったという事情にもよるが、分析視角として、近代社会の成立期における国内市場の形成<sup>11</sup>局地的市場圏の問題を中心に論じられて来たということに、主たる原因が求められよう。すなわち、全国各地における経済的不均等発展を内包した多様な地域差をこえて、農民層分解を前提とする自生的な農民的商品流通の成長によって、特権的・封建的な流通機構を打破しつつ、直接生産者が、ほゞ生産物の価値どおりに販売を保証しうるような市場の成立が問題とされて来た。これに対して、幕藩制的市場構造については、さまざまな議論があるにせよ、具体的内容については、この国内市場との対比において概念規定がなされているのが実情である。すなわち、大坂（または江戸・大坂）を中心とする中央市場と、各地域の城下町を中心とする領域市場という二重構造のうえに、石高制にもとづく米納年貢制に規定づけられた全国の商品流通が展開しており、それは、幕藩制的な分業関係に基礎をおいたものであるというのが、一般的な定義となっ

ている。もちろん、大坂が幕藩制下における全国市場の中心であるということは、大坂以外の地域を中心とする全国的な商品流通が、近世以前の段階にあったという意味ではない。このような、幕藩体制に照応する全国市場とは、領主米の販売を中心とする米穀市場の成立を意味しており、研究史のうえで、豊臣政権の全国統一によって全国市場形成の契機がつけられ、近世中期における堂島米市場の成立に、中央市場成立の画期を求める通説と、近世初頭の時点に全国市場の中核としての中央市場が、すでに成立していると考える見解とが対立していることは、周知の通りである。そのなかには、たとえば不等価交換・遠隔地取引・前期的資本・初期豪商などの語句を用いて史実を説明しようとするものの、内容に則した概念規定は必ずしも明確ではないものも含まれている。

この問題を、石高制・鎖国体制という特質に規定づけられた幕藩制的市場構造の問題として考えたとするならば、単なる中央市場と領域市場という図式化された関係を扱うにとどまらず、統一政権の形成期における都市・貿易・流通などの問題を、豊臣政権の経済政策に則して、多面的に検討することが必要であろう。つまり、国内における商品の移動や、輸出入品目の検討だけではなく、外国貿易を媒介とした全国的な市場構造の問題として、具体的に追求していかなばならないものと思われる。

豊臣政権の経済政策の問題は、徳川幕府の鎖国政策との対比において、たとえば朝鮮出兵にみられるような対外膨脹政策として、必ずし

も十分な検討が行われないうまま、貿易振興政策の線上において理解されており、このような暗黙の前提が、この時期の市場構造の問題を、不明確なままに放置して来たきらいがある。秀吉が発布した法令などから、この問題を直接に明かにする方法には限界があるが、具体的な史実にもとづいた分析が必要とされよう。その際、従来の研究のうえでは、特殊な問題視角においてのみ利用されて来たキリシタン関係の記録類から、この時期の市場構造の問題を検討する手懸りがつかめるのではないかと思われる。キリシタン宣教師の布教活動が、イスパニア・ポルトガル両国の貿易・植民政策と密接な関係をもち、近世初頭における一連のキリシタン禁令が、つねにわが国の貿易政策との関連において発令されたことは自明の事実であり、宣教師の報告書に記されたことがらが、たとえば当時の都市の実態を示すものとしても重要視されていることは、改めて指摘するまでもない。幕藩体制社会の形成過程は、一面では「キリシタンの世紀」でもあった。この間に遺された膨大な記録類は、国内史料との対比による一定の史料操作と、厳密な史料批判を経たのちにおいては、戦国期から近世初頭にかけてのわが国の社会体制の究明に、側面から強い光を浴せてくれるものと思われる。本稿においては、この点を意図しながらも十分に果すことができなかった。近い将来の課題としておきたい。

#### 一、いわゆる自由都市について

一九六〇年代に、軍役論を基軸にして展開された幕藩体制社会の構

造的特質をめぐる論争は、七〇年代において、幕藩制国家論として実を結びつつある。この場合の主要な論点は、幕藩制が成立する過程の論理を把握するため、中世末期の史実の評価におかれており、在地領主制・惣村制・一向一揆体制・信長政権などの性格をめぐって論争が行われている。さらに、中世社会そのものの史的評価についての、理論的対立点を明確に示した論争に発展する可能性を秘めているように思われる。

豊臣政権の市場構造を問題にする限りにおいて、中世から近世への移行期を国家論的な視野から検討するためには、まず、従来の研究史において通説化している、いわゆる自由都市の発展とその挫折というパターンから脱却することが必要と思われる。堺を中心とする中世諸都市の繁栄は、ヨーロッパ中世の自由都市に類似するものがあつたとしても不思議はなく、来日した宣教師の目に、当時の堺が「日本のヴェネチア」と映つたということも、ある意味では当然のことからであろう。ただ、堺をはじめとする中世の自由都市が、自由都市共和連合へ発展する可能性を秘めながらも、そのような方向をとることができず、信長の圧倒的な武力のまえに屈伏させられ、自由の芽が暴力的に圧殺されたとみなすとき、幕藩体制社会の成立は、論理的には、封建制の再編制として説明するほかにない。堺の町民の抵抗は、市民による反封建斗争として評価せざるをえず、織豊政権の性格は、絶対主義の成立とみなすことになろう。封建制再編成説に立たない研究者も、殆んどが、堺の自由都市的傾向を認めながら、内部構成の専制性や市

民勢力の成長の弱さを理由に、自由都市の未熟さ・不徹底さを論じており、その限りにおいては、評価事実には差異があるものの、同じような論理構成を示しているように思われる。<sup>(1)</sup>したがって、堺||自由都市論を最も純粋な形で展開している例として、羽仁五郎氏『都市の論理』(一九六八年)をとりあげて、若干の検討を試みたい。

都市を中心とする羽仁氏の歴史研究は戦前から続けられており、該博なヨーロッパ史の知識をもとに、多くのすぐれた成果が生み出されている。氏の鋭い歴史感覚は、しばしば史実と史料との間隙を超えて、直接に訴えかける強さをもっていることは周知の通りである。ここで問題にしている堺の評価については、『東洋における資本主義の形成』(一九三二年)以来、若干のニュアンスの相違はあるものの、基本的な論点は一貫しているものと考えられる。<sup>(2)</sup>すなわち、都市の本質については、領主法に代るべき都市法を備えていることに求め、自由な交通と市場の平和によって、個人が人身の自由を獲得することから、市民という概念を導き出している。そして、中世の堺は、都市自治体の輝かしき伝統の唯一の例<sup>(3)</sup>とみなし、市民から選ばれた三十六人の会合衆によって自治組織をつくり、浪人や傭兵によって武装した自由都市共和制の実例として、その意義を極めて高く評価するのである。この間に、傾聴すべき重要な事実の指摘があることは、改めていうまでもない。

問題は、羽仁氏が堺に適用された自由都市という概念の内容についてである。たとえば、自由な交通と市場の平和というためには、その

前提として、封建領主制の基盤としての農村から分離独立した都市の存在が必要とされるが、わが国の場合、そのような都市と農村の分離は、果して行われていたかどうかを考えなければならぬ。ヨーロッパの場合、キリスト教を基盤にして、現に住んでいる都市に人格全体を捧げる共同体が形成されているのに対し、わが国の場合、内面的な宗教心とは別に、祖先崇拜の伝統をもち、墳墓の地とのつながりによって、農村からの分離が行われているとは言い難い状態なのであるから、機械的に都市と農村を対比することは不可能であろう。外観上の一致は必ずしも本質的の同一性を意味しない。われ／＼は中世ヨーロッパ自由都市との類似性を日本の堺に発見するのではなく、それ／＼の歴史的前提や条件の相違を念頭においた、具体的な実証分析を必要としているのである。とくに、日本における都市共同体の歴史的性格についての評価がポイントになるであろう。

ほんらい自由都市とは、ヨーロッパ中世にあって、地方領主権に所属せず、国王・皇帝など中央権力に直属した都市を指すもので、帝国都市とも呼ばれた存在である。すなわち、国王の直接支配をうけることによって、地方領主権を排除し、国王に対して軍役・貢納・裁判などの義務に服する代りに、一定の自由を獲得することにはじまり、やがて、市民勢力の成長によって、国王に対する種々の義務を名目化し、独立の行為主体としての性格を帯びて来たものである。そのなかには、無主の土地は国王の所有に属するという中世的な法理にしたがって、形式的な貢租を国王に支払うだけで、商人達が封建領主権力の

支配の及ばない地域に都市を建設したものもあり、そのような場合は、最初から事実上の自治が成立していたものとされている。

とするならば、自由都市のメルクマールは、日本史の研究者がしばしば試みているような、都市住民の内部構成が平等であるか、或いは門閥支配的であるかといった点から判断することはできないのであって、都市共同体をめぐる国王権と在地領主権との対抗関係としてとらえる必要があることが確認されよう。羽仁氏の場合、これを自由都市||都市国家という等式でとらえたために、都市の内部分析にまで問題をすすめるより以前に、国家権力の問題を捨象してしまった。いわゆる自由都市と中世国家との対抗関係は、氏の論理には組みこまれていない。農村||保守・封建に対して、「都市||革新・自由という図式によっているのであるが、たとえば、有名な「都市の空気が自由にする」という言葉も、本来は、中世農民の定住地からの解放を意味し、荘園領主的な隸属関係から自由ならしめて、都市領主の公権力への新たな服従関係を作り出すという内容なのであり、羽仁氏が意図される現代の市民運動の条件を考える場合にも、このような図式は、かえって問題を混乱させることになるのではあるまいか。

前近代社会における自由の観念は、近代社会における絶対的なそれを、水まじしたような理解では把握できないことは言うまでもない。たとえば、いわゆる国王自由人学説も、この問題を考える手懸りとなるように思われる。すなわち、ヨーロッパ史において、古典荘園から純粋荘園へという有名なシェーマのなかで、自由な貸与地の保有農民

は、土地貸与に伴った純経済的な反対給付として、領主に対して地代を負担するものの、原則として夫役負担の義務は免れているということによって、これを一般的な自由人とみなしていた通説に対して、このような自由人とは、国王の意志にもとずいて、身分的表現として設定されたものにすぎず、社会的実態としては、たとえば国王から修道院に寄進されてしまったような非自由人にすぎないことを、この学説は実証的に明らかにしたものである。つまり、身分と階級の混同をただし、前近代社会における自由とは、国家公権力 $\parallel$ 公儀からも自由であるという意味ではなく、その限りにおいて、私的・封建的関係からも自由ではありえないということを示しているのである。なぜならば、たとえば国王領の性格も、公権として抽象化してとらえるよりも、国王を領主とする私的な封建所領としての色彩を強く帯びているからである。

このように考えるとき、堺 $\parallel$ 自由都市論は、いくつかの難点を含んでいるように思われる。まず、ヨーロッパの史実をもとに、それとの近似度をもって性格を把握しようという方法が、真に比較の基準となるべきものを設定することなしに、現象的類似性から、ただちに本質的同一性を導くという安易なアナロジーを生み、本来的に検討しなければならぬ筈の都市共同体をめぐる国家公権 $\parallel$ 中世国家と在地領主権との対抗関係を、論理の外に追いやってしまったことである。さらに、無意識のうちにとり入れた近代主義的発想によって、前近代社会における自由の概念を混用した結果、中世国家のうちに占める堺の位

置づけを不明確なものとし、かえって、中世の堺にみられるような、都市の発展の歴史的意義を評価する方向を閉ざしてしまったことである。また、国家論的視点の欠如は、国家と人民をストレートに結びつける「人民斗争史」的な発想を生み出す要因にもなりかねない。それは、堺の住民が直接に対峙している筈の、在地土豪層との階級関係・生産関係を無視することにつながるのである。昨今さかんである「近代化論」批判についても、それが有する内在的論理を把握することなく、学問外的立場から批判を加えた場合には、逆に、対象がもつ誤りは、倍加してはねかえってくるものといえよう。

中世の堺について、その内部構造をさぐるための史料は非常に乏しい。ヨーロッパ宣教師が記した報告書や、後世の編纂による軍記物・記録類はあるが、いずれも厳密な史料批判を必要とするものであり、そのための手懸りをつかむことも容易ではない。断片的な荘園文書なども残されているが、間接的な状況を推察できる程度にすぎない。これらの史料は、殆んどが『堺市史・資料編』に収められており、多くの先行研究によって、概説的知識は与えられている。ただ、大石慎三郎<sup>(12)</sup>氏が、堺は当時の日本の支配者層の膨大な消費生活材を提供するため、日本という海中に孤立した地域を他の世界と結ぶ役割を果すために、適合的な規模の存在にすぎなかったという評価をされた以外には、殆んどの場合は、堺 $\parallel$ 自由都市論の延長線上で問題が論じられているように思われる。また、永島福太郎<sup>(13)</sup>氏によって、堺が信長権力に屈伏する永禄十二年より以前に、堺の豪商で茶人としても有名な今井

宗久が、すでに信長の許に馳せ参じ、その代官職に任命されていたという事実が明かにされている。

中世の堺についての研究は、室町幕府・戦国大名・在地領主層の動向と、複雑な町民諸階層の対抗関係を基礎におき、勘合貿易をはじめとする内外の商品流通としての機能や、鉄砲鍛冶を中心とする手工業生産の高さや、後背地としての畿内農村や、他の都市との分業関係など、当時の堺がおかれていた特殊的地位を具体的に分析する方向がとられなければならない。少くとも、中世ヨーロッパの史実から抽象化された概念を導入し、それとの距離をはかることによって本質規定を行うことは避けなければならない。むしろ、今迄の研究から知られる事実からは、堺は三好・松永らの在地領主権力と密接な関係をもち、彼等の分裂抗争を利用しながら、相対的に独立を保って来たのであるから、自由都市的な性格よりも、それとの対極に位置づけられるにふさわしい、地方都市的な本質をもったものと考えべきではないだろう。

その意味から、当時の堺は、中世末期の他の諸都市に比して、きわだった特徴をもっているとはいえず、それほど異質なものであったかどうかという点を検討する必要があるように思われる。したがって、一般に自由都市的な傾向が著しいとされている寺内町について、つきに検討してみたい。

- (1) この点は、日本史研究者は勿論、西洋史研究者の評価も、ほぼ一致している。たとえば、今井登志喜氏「都市発達史研究」(東大出版会)二

〇一頁。

- (2) 戦前の研究においては、堺の敗北の原因を、「アジアの生産様式に基づくアジア的政治権力の抑圧」というように、もっぱら「アジア的」なるものに理由を求められていたが、戦後は、とくに絶対王政との対抗関係を強調しておられるようである。

- (3) 羽仁五郎氏「都市の論理」(勁草書房)三二頁ほか。

- (4) 増田四郎氏「都市」(筑摩書房)五六頁。

- (5) 現実におけるさまざま「都市論」も、このような歴史的規定性を十分に考慮に入れなければ、有効なものとはなりえないであろう。

- (6) ミッタイス・世良晃志郎氏訳「ドイツ法制史概説」(創文社)二九八頁以下。

- (7) 増田氏前掲書・一〇五頁。

- (8) たとえば、豊田武氏「堺」(至文堂)七二頁。原田伴彦氏「日本封建都市研究」(東大出版会)四四頁。

- (9) 宮下孝吉氏「西洋中世都市発達の諸問題」(一条書店)二六〇頁。

- (10) 山田欣吾氏「領邦国家とレーン制」(社会経済史学)三〇巻三・四合併号。

- (11) 現在刊行がすめられている「堺市史・続編」の資料編が近く刊行される予定と聞が、それによって、この時期の堺の内部構造を分析するための手懸りが、あるいは得られるのではないかと思われる。

- (12) 大石慎三郎氏「戦国末期における地代形態及び都市の問題に関する一考察」(思想)三四四号。

- (13) 永島福太郎氏「織田信長の但馬経略と今井宗久」(関西学院史学)五号。

## 二、寺内町の位置づけについて

寺内町は、一向宗の寺院を中心に成立したもので、成立事情の相違

などによって種々のタイプがあるが、周囲に土居をめぐらし、渠濠をそなえ、四方に柵が設けられていた。したがって、古代的貴族権力の系譜をひく寺社に附随し、参詣人や商人らによって成立した門前町と異なるものである。これらの点は、牧野信之助氏の先駆的研究以来、既に確認しつつくされて来たところであるが、特に牧野氏の研究は、門前町的なものと混同されがちな形態と区別して、寺内町と戦国城下町との等質性を指摘し、寺坊が教権のほかに領主権をも同時に掌握していたという事実を明かにされたことに、意義を有するものと思われる。

しかしながら、その後の研究史の流れにおいては、牧野氏が提起したような観点は後方に追いやられ、むしろ、寺内町の自由都市的傾斜を強調する論考が中心のようである。たとえば、畿内周辺の寺内町について、史料の比較的豊富な近世の側からアプローチを試みられた脇田修氏は、寺内町を小ブルジョアの市場圏の中心としての在郷町の前身としてとらえ、その都市発展史上に占める位置の追求を行っている。その際の素材として用いられたものに、慶長十五年の貝塚寺内町に関する一件史料がある。

この史料は、『大日本史料』に採録されているが、その際の注記の誤りによって、あたかも貝塚住民の自治組織による反封建斗争の事例であるかのように解釈されて来たが、福尾猛市郎氏<sup>(1)</sup>によって、正確な人物比定が行われ、貝塚御坊の住職・二代目ト半斎(了閑)の苛斂誅求を、住民が訴え出た史料であることが明かになった。この点をふまえて訴状の分析を行った脇田氏は、たとえばト半斎が勝手に徴収した

といわれる地子は、坪あたり四合程度の軽租であり、近世の反当一石四斗代・十割近い年貢率と比較すれば非常に低額であるため、御坊は決して領主的地位にあつたとは考えられないとされる。そして、このような低租は、商工業者の活動の根拠地となる好条件を示しており、寺内町の主人は住民の惣的結合であるとして、ここにも堺を中心とする自由都市的な傾斜の一例がみられると主張されているのである。

また、都市工学の立場から寺内町を扱われた西川幸治氏<sup>(2)</sup>は、寺内町そのものに一定の発展系列を認めたくえで、これを宗教的連帯感に支えられた環濠城塞都市と規定して、中世末期における都市連合を形成する動きを、町衆が現世に理想都市を実現しようとする時代精神の反映であると評価しておられる。そして、寺内町と城下町の異質性を強調し、城下町は城郭を核とする身分的閉鎖性をもち、外周を構成する外町には防禦的施設もなく、環濠城塞化されていないので、その本質は、身分的格式構成をもつ擬制的軍事都市であると結論づけられている。

両氏の所説は、共通する傾向を含んでおり、最近における研究動向を代表するものと思われるが、果してそれらの主張は妥当なものであろうか。西川説は、オリジナルな史料分析によるものではなく、たとえば蓮如を「都市建設者」とみなすような発想にもとづくものであるが、氏の結論は、中世末の寺内町と江戸時代の城下町(擬制的軍事都市)を比較するという誤りによつたものであり、逆に、寺内町と戦国城下町との等質性が浮かび上つてくるのである。ちなみに、戦国期城

下町の本質は、寺社ならびに給人居住域と城下市町の地域的結合が、領国の首都としての機能を有するところに求められるからである。

脇田説については、挙げられた史料の解釈の方法にかかっている。氏が指摘されたのは、地子が極めて低額であるという点が中心となるが、地子そのものは卜半齋が徴収し、彼の一族分は地子免許にしているものであり、いずれも屋敷分の地子であって、田畠についての記述はみられないから、地子と年貢のと量的対比を行うことは不可能であろう。このほか、荒地開墾による田畠(三三石)、仏供田(八〇石余)などがあつたことが知られる。また、盆正月の礼銭・公事船の人足徴収・堺への渡船などの権利を握っており、住民が告発した項目のうちには、信長によって地子免許となつた屋敷一〇〇坪を、貝塚が本願寺の末寺になつたことを理由に、卜半齋が五〇坪に減らし、さらに文禄二年には、残りの部分をも寺領に編入している事実があげられており、いわば本願寺勢力を背景にして、卜半齋は年貢徴収を含む下地進止権を握っていることが知られるのである。また、飯米給付を行わずに夫役を徴発し、浜へ着いた荷物を押買し、気にいらぬ者の家屋等を勝手に破壊する行為などは、恣意的な領民支配を行っている状況がうかがわれるのである。つまり、卜半齋は、所務・検断の両権限を掌握した在地領主的存在が、近世初頭において変質しつつも生きのびている姿を示したものと見える。この史料から読みとるべきことからは、脇田氏の指摘とは逆に、貝塚御坊のような存在こそ在地領主の典型を示すものであり、寺内町が自由都市的な傾斜をもっていたという

事實は、論理的にも成立し難いという点であろう。

この訴訟の結果は、卜半齋に対して貝塚寺内の諸役免許状が与えられることで落着し、その後も貝塚御坊としての彼の地位は保証された。このことをもって、貝塚住民の訴訟は敗北に終わったという評価が一般的なのであるが、この諸役免許状は、他面では卜半齋の中世的な在地領主としての権限を否定するものであるから、むしろ、住民が訴訟を行った目的は達せられたと言ふべきではないだろうか。いずれにせよ、寺内町の本質も、いわゆる自由都市と類似したものではなく、その対極に位置すべき在地領主の支配下にある都市的存在であり、その限りにおいて、中世の堺と同一範疇として扱つてよいものと思われる。

- (1) 牧野信之助氏「中世末寺内町の発達」(『史学雑誌』四一編一〇号、のち『土地及び聚落史上の諸問題』所収)
- (2) 脇田修氏「寺内町の構造と展開」(『史林』四一巻一号)
- (3) 願泉寺文書。「大日本史料」十二編ノ七、一七四頁。
- (4) 福尾猛市郎氏「封建再編成期における集落自治の様相とその変貌について」(『史学研究』五八号)
- (5) 西川幸治氏「都市史における寺内町」(『思想』一五二八号)
- (6) 松本豊寿氏「城下町の歴史地理学的研究」(吉川弘文館) 三二頁ほか。

### 三、在地領主制と惣村制

中世末期における都市の繁栄の問題を、いわゆる自由都市的な傾斜という形では本質把握することができないとするならば、この問題は、在地領主制の論理のうちから追求していかなばならないであろう。



統一権力の立場からすれば、中世都市における錯雑した土地所有関係をただし、権力の側から支配の一元化をはかるためには、たとえば貝塚寺内町の卜半齋のごとき、在地領主層の特権を否認することが、当面の課題となる。この点に、豊臣政権の都市支配の本質があり、在地主層が種々の名目で確保していた得分権を奪うことによって、流通・商業の統制・手工業者の掌握などの具体的政策が可能となるのである。

天正十一年六月に秀吉は、洛中洛外に対し、「新儀諸役等一切不可在之事」にはじまる七ヶ条の法令<sup>(1)</sup>を發布しており、同年、京都所司代の前田玄以が發布した法令<sup>(2)</sup>をみれば、寺社・皇室関係の一職支配を認めているほかは、地子銭の定額化や臨時課役・諸公事の免除等を行っており、旧来の在地土豪層の恣意的搾取を排除しようとする態度がうかがわれる。この政策が貫徹するのは、天正十九年九月の、有名な京都における地子免許の法令の發布であった。<sup>(3)</sup>

「京中地子被成御免許之訖、永代不可有相違<sup>(4)</sup>之条、可令存其旨<sup>(5)</sup>也」

天正十九

九月廿二日

○秀吉朱印

聚楽町

京都における統一政権の都市政策の展開過程<sup>(4)</sup>のうえで、地子免許を行った例は、信長や光秀などがあり、それ自体として具体的に検討しなればならないが、天正一九年という時点で、秀吉の手によってこ

豊臣政権の市場構造(三鬼)

れが完全な形で実現されたということは、決して偶然的な事象ではない。中世以来の重層的な土地所有・保有関係を変革し、土豪層の中間搾取を排除し、いわば「一職支配」「作合否定」の原則を都市においても確立したもので、都市における封建的土地所有権成立の指標にほかならない。天正末の段階における封建的ヒエラルヒーの完成は、たとえば天正二〇年の朝鮮出兵の際の軍役体系<sup>(5)</sup>が、外様大名をも含めた全領主階級を包摂し、石高制に基礎をおいた統一的知行体系を確立させていることから知られるが、この時点において、わが国の中央都市である京都に、豊臣政権による都市支配の原則が確立されたということは、これとまさに軌を一にしている。いわば、都市における中世的な在地領主の支配原理の完全な否定にはかならない。

もちろん、近世都市の成立過程の問題は、単なる政策史的視点だけではなく、下からの動きと合せて考察しなければならぬのであるが、具体的な事情を知りうる材料は非常に乏しいように思われる。逆に都市との対立物とみなされがちであった農村史料の分析から、中世末から近世にかけての都市形成のうごきをつかむ手懸りが得られるのではあるまいか。都市と農村との機械的対比という発想が、いわゆる自由都市論を生んだとするならば、中世末期に畿内近国という経済的先進地域を中心に発達した惣は、集落自治組織の問題として従来からとりあげられて来たのであるが、都市の問題を考える好個の素材となりうるように思われる。

惣村制の研究は極めて豊富であるにもかかわらず、自由都市的傾斜

をもった都市に対する農村という類型的対比のなかで、領主権力を排除して形成された村落自治結合という視角で扱われて来たため、惣の内部構成の実態などは、かなりの程度まで明かにされながら、惣自体がはらんでいる複雑な問題を、十分にとらえきれない側面もあったように思われる。むしろ、惣を在地領主制とのかかわりを中心にして追求するならば、この惣の動向のうちに、中世末期における都市の変質・発展を下から支える要素と同質のものが見だしられよう。

中世の惣の動きを、当時の都市の問題と合せて検討するという方向は、すでに牧野信之助氏の先駆的研究に示されている。氏は、都市と農村の異同を認めながらも、一方では同一類型の下に発現した結合形態という点に着目されているが、その後の研究史の流れは、問題の中心に村落共同体論を据えてしまったので、氏の観点はあまり継承されることなく、都市と農村との対比というパターンを生み出してしまったように思われる。

惣は、武装した名主百姓の連合体として、山野・用水など生産条件を管理し、小百姓に対する支配を行うもので、種々の制裁規定を含んだ惣掟をもっていた。それは、惣みずからが所務権・検断権を保持しており、内部から領主制をつねに生み出していく状態において、荘園領主・地頭・代官などに対しては、年貢減免や非法などを訴え、年貢の地下請などの権利を確保しえていたのである。このような関係は、中世末の都市にも共通するもので、堺における会合衆などの実態も、これに近いものではないかと推定される。少くとも、惣が保持する耕

地・林野・灌漑などの共同体的機能の具体的分析が、都市の共同体的機能を明かにするうえで、大きな手懸りを与えてくれるものと思われる。

統一政権による惣村の支配は、惣のもつ所務権・検断権を奪い、兵農分離を貫徹させることである。これが完全に実施されたとき、侍衆は権力の末端につらなり、惣から排除される。このときには、実質的には、惣は近世的な村に変質しており、内部には複雑な階層関係をもちながらも、在地領主制の原理は消滅しているのである。それは、都市における地子免許の政策の貫徹と、まさに好対照をなすのである。したがって、統一権力と在地領主権力との対立関係を総体としてとらえながら、それと、中世末の都市と農村を合せて、権力との緊張関係のなかで具体的な事象を検討し、そのなかで、相互の異同をも明かにしていく方法が、可能性として出てくるものと思われる。豊富な蓄積をもつ惣村制の研究は、中世末から近世初頭にかけての、わが国の都市の発展の問題を解明するための、重要な手懸りとなりうるであろう。

- (1) 今村具雄氏所蔵文書。(『大日本史料』十一編ノ四、七〇七頁)
- (2) 玄以法印下知状。(『続群書類従』第貳拾巻集下・巻六〇六)
- (3) 京都市聚楽教育会所蔵文書。(豊清二公顕彰館展示、一九七〇年一月)
- (4) 小野晃嗣氏「京都の近世都市化」(『社会経済史学』一〇巻七号)、瀬田勝哉氏「近世都市成立史序説」(『日本社会経済史研究・中世編』所収)に詳しい。
- (5) 拙稿「朝鮮役における軍役体系について」(『史学雑誌』七五編二号)

(6) 牧野信之助氏「中世末期における村落結合」(『経済論叢』一六巻五号・一七巻一号、のち『武家時代社会の研究』所収)

(7) 脇田修氏「織田政権下の惣について」(『小葉田淳教授退官記念・国史論集』所収)

#### 四、朝鮮役における物資調達の問題

都市における地子免許は、統一権力の側からの都市支配の一元化を意味し、近世的な意味での都市掌握の完成を象徴するものであるが、これによって、都市における商業・手工業などの機能を掌握しうる基礎が与えられたものといえる。京都において、これが天正十九年に行われたということは、極めて象徴的なことのように思われる。この時点で、封建的なヒエラルヒーの確立をめざす豊臣政権の国内統一がほぼ完了したのであるが、ここに至るまでの過程は、太閤検地の全国的施行と、朝鮮出兵のための準備が強力にすすめられた期間にほかならない。とくに、朝鮮出兵については、当時のわが国の市場・貿易などの問題と、密接な関係をもっているように思われる。

現在までの研究において、朝鮮出兵の原因については、対外領土拡張論と勘合貿易振興論に古くから大別されていた。戦後においては、国内商業資本の性格や、西国大名・都市豪商の動向などと合せて評価が行われているが、全体として、当時の東アジア社会における政治経済的諸関係のうちに、豊臣政権の市場構造や貿易政策を明確に位置づけたものは、あまり見られないようである。たとえば、天文十八年に明との勘合貿易が中止となったので、生糸や薬品類の輸入がとどえた

豊臣政権の市場構造(三鬼)

という事実と、マカオを経由するポルトガルの貿易船によって、わが国に大量の生糸がもたらされたという事実との、構造的関係を必ずしも明確にしないまま、秀吉の勘合貿易復活の要求が、いつの時点で政策として具現化したかという問題で、種々の見解が対立しているようなふしもみられるのである。これらの問題は、国内の社会体制の進展との関係に則して、具体的に検討しなければならないことがらである。

秀吉が朝鮮出兵の意志を表明した天正十三年以来、計画の具体化は九州征服の過程で行われ、宗氏を通じての外交交渉も早くからすすめられていたのであるが、この問題を当時の市場構造との関連で考えるとするならば、準備段階が本格化する天正十九年頃から、朝鮮出兵のための物質的側面が、当時の社会経済的基盤に規定されながら、どのように遂行されたかを明かにする必要がある。ここでは、造船と船の徴発を素材にして考えていきたい。

造船については、一般に『太閤記』<sup>(1)</sup>の記事によって、「海に沿ひたる国々」から、石高十方石に対して大船二艘といつた形で、行われたように理解されているようにもみえるが、秀吉の朱印状を中心に具体的に検討すれば、決してそのような一率の基準で行われたものではないことが確認できるのである。秀吉からの造船の指示は、諸大名に対して個別具体的に行われており、たとえば遠江の山内一豊・松下重綱<sup>(3)</sup>に対して、長さ十八間と指定した船を同国川尻にて造らせており、伊勢では九鬼嘉隆によって、大船の建造が行われている。<sup>(4)</sup>秀次からも、

遠州に在国していた一柳直盛に対して、明年二月に舟を名護屋に差向けるようにとの指示が出されている。<sup>(5)</sup> 島津氏についても同様の指示が出されているが、早くから方広寺大仏殿の用材が求められ、天正十七年には家臣を屋久島へ派遣しており、<sup>(7)</sup> 秀吉の奉行人によって山の調査も行われている。<sup>(8)</sup>

年次を追って造船が行われた事情をみるために、辺境地帯の大名で、豊臣政権への軍役奉仕の一環として良質の材木を提供する立場にあった秋田氏を例にとってみれば、<sup>(9)</sup> 天正十八年に舟の材木三艘分などが軍役として支払われ、河舟の用材が敦賀へ運ばれているほかは、主として加賀の前田氏との関係で史料に現われている。天正二〇月一月に、秀吉は大安宅の建造を前田氏に命じているが、<sup>(10)</sup> その用材は秋田氏に課せられており、翌年四月には、前田氏が秋田氏に杉の大割板を求めている。これらは、蔵入算用状から、造船に要した費用の一部が支払われていることよって知られるのである。その後も、秀吉からの材木輸送の命令は一段とはげしくなることから、伏見の作事板の引渡しとならんで、船材の徴発も恒常的に行われていることが想定されるのである。

以上、ほぼ全国的規模で造船が行われており、辺境地帯では用材のみを搬出する場合もあるが、秀吉は個々の大名に対して、具体的な数量を割当てて造船を命じており、これは、すでに使われている船を徴発する場合と全く同様である。ヨーロッパ宣教師などから外国製の大型船を購入する場合を別にすれば、造船や船の徴発による輸送手段の

確保の方法は、諸大名に対する軍役の形態で行われていたことが知られるのである。朝鮮役に出陣を命じられた九州・四国・中国の大名に對しても、造船の指令は出されており、<sup>(11)</sup> 渡海の場合の原則は、個々の大名の持船を利用することであった。したがって、船を一艘でも多く所有していることが手柄とされ、<sup>(12)</sup> 何度か漕ぎ戻って輸送に当ることが義務づけられていたため、<sup>(13)</sup> 特定の回数<sup>(14)</sup>の往復という形で船が徴発された例もみられる。船の徴発のために、主として廻船を対象とする船改めが行われ、<sup>(15)</sup> 船帳が作られて若干の配当が与えられた模様である。<sup>(16)</sup> 慶長三年の秀吉の死後、朝鮮から諸將を帰国させるときの迎船は、大閤様新船一〇〇艘、<sup>(17)</sup> 其外諸浦の舟二〇〇艘となっていた。

造船に関連して、鉄や碓についても、秀吉は個々に朱印状を發したとみられる。とくに領国内に鉄の産地をもつ毛利氏に対しては、石川光元を通じて再三にわたる催促がなされている。天正二〇年には、秀吉の召船用の碓二〇丁を、<sup>(18)</sup> 長さ<sup>(19)</sup>と重量を指定して求めており、慶長三年には七・八端帆船の碓三〇〇丁が要求されている。それ以前に、五百石船の碓を差出していたようであるが、その碓は不用になったまま、播州室津に置いてあるので、それを煉り直して使うようにという指示<sup>(20)</sup>まで与えている。同じく毛利氏に關係するものとして、慶長二年に輝元は、赤間関と博多の船持商人とおぼしき者に対して、五〇〇石以上の給人には持船を用意させるから、その者へは賃船とし、三〇〇石以下の給人に対しては馬船を提供するようにという指令<sup>(21)</sup>を發している。

造船および船の徴発は、朝鮮出兵に際して兵馬や諸物資の輸送のために不可欠なことから、豊臣政権は総力をあげてこれを遂行したが、種々の条件に規制されて、かなり特殊な形態をとらざるをえなかった。造船は、個々の大名に対して具体的に数量を指示しているが、領国内で用材の調達の場合はその場所で行わせるほか、それ以外の地域には大量の用材を送らせ、他の大名に造船を命じている。秋田をはじめ、熊野・土佐<sup>(22)</sup>などの森林地帯からは、大量の用材の搬出が行われ、名護屋など特定の地域で集中して造船が行われている。これに必要な人夫の徴発も行われていることは勿論であり、たとえば土佐から豊後へ舟大工が大量に移動させられている例<sup>(24)</sup>もみられる。つまり、自生的な分業関係に基礎をおきつつ、それを軍役の形態で把握していくなかで、全国的な規模で新たな編成を試み、特定の地域に大規模な造船地帯を創り出していったのである。鉄をはじめ、焰硝・硫黄・鉛などの諸物資の調達については、産出地域が限定されるが、形態としては、右にのべたことがらと大差はないように思われる。船の徴発については、諸大名に対する軍役の形態で行われた場合もあるが、秀吉みずからが船持商人・廻船問屋に朱印状を<sup>(25)</sup>発した例もあり、いずれの場合にも、輸送手段を所有して遠隔地商業に従事していた豪商を、統一権力の側で把握する契機となったものである。いわゆる朱印船貿易家も、中小の商人層と変らない形態で商業活動を行っているであり、当時の商取引の不安定さや海損の可能性の高さなどにもよって、すでに統一権力と特殊な結びつきが出来ていたが、豊臣政権とし

ては、海外貿易をも自己の手で統制・把握しうる条件を、一段と強めたものといえよう。

兵糧米の調達・輸送については、本稿では具体的検討を省略したが、石高制に規定された当時の市場構造の問題を考察する場合、種々の重要な問題が含まれているように思われる。地域的な発展段階度を異にしながらも、多様な形態で生産力的基礎を高めつつあった当時の小農民経営を、太閤検地の全国的施行によって、統一の基準で豊臣政権は掌握を試み、実際に生産された米の殆んどを、年貢として徴収したのであるが、そのうちかなりの部分が、兵糧米として全国から集められ、兵站基地としての博多から、船で釜山へ輸送されたのである。これが、年を追って苛酷な検地を行わせ、小農民にとっては一層重い年貢諸役の負担となつて、小農民経営の確立に大きなひずみを与えたことは言うまでもない。

兵糧米をはじめとする諸物資の調達・輸送の問題は、朝鮮出兵という極めて特殊な条件下における、豊臣政権の基礎構造・権力構造のもつ特徴を、最もよく示すものの一つであろう。一種の極限状況下にあつただけに、それぞれの有する矛盾は尖鋭化するが、かえって本質が純粋な形で露呈されるのである。この問題を、当時の市場構造の性格を媒介に把握しようとするならば、豊臣政権が九州を中心に全国的に設置した蔵入地の機能に、問題のポイントが置かれているように思われる。朝鮮の役は、当時展開しつつあった国内の分業体系の新たな編成・流通過程の統一の把握という側面をもつものであり、たとえば継

馬制度<sup>(26)</sup>・継船制度<sup>(27)</sup>による水陸交通の組織化をもたらししたが、朝鮮役における兵糧米輸送の実態を通じて具体的に考えるとき、この問題の前提には、太閤蔵入地の機能の解明が必要となっているように思われる。特殊には、九州における蔵入地の機能であり、それは、豊臣政権の九州支配のあり方の解明につながる問題である。豊臣政権の末期にあたる慶長二年、秀吉は筑前の小早川秀秋を転封させたが、朝鮮役を遂行するための前線基地として、秀吉は九州全体を蔵入地化する構想をもっていたとみられる。

- (1) 岩波文庫版・下・六七頁。
- (2) この「朝鮮陣為御用意大船被仰付覚」は、「朝鮮陣軍役之定」とともに、全くの偽文書であるにもかかわらず、今もって無批判な引用が行われている。
- (3) 南路志・卷五十一。
- (4) 鍋島直茂譜考補・六。
- (5) 伊予小松一柳文書。
- (6) 島津家文書・(一)・三七四号。
- (7) 薩藩旧記・後編・卷二十四。
- (8) 薩藩旧記・後編・飯野士黒木平左衛門文書・高麗入日記。
- (9) 秋田家文書。「近世流通史研究会」が撮影したフィルムによる。以下同じ。
- (10) 三輪家伝書。『加能古文書』八五九頁。
- (11) 高山公実録・卷四。
- (12) 島津家文書・(一)・四〇一号。
- (13) 島津家文書・(一)・四一〇号。
- (14) 松浦文書。『平戸松浦家資料』一二二頁。
- (15) 吉川家文書・(一)・七八四号。

- (16) 浅野家文書・八六号。
- (17) 浅野家文書・九一号。
- (18) 小早川家文書・(一)・四二二号。
- (19) 萩藩閩閩録・卷一〇ノ六・堅田安房。
- (20) 小早川家文書・(一)・四一七号。
- (21) 萩藩閩閩録・卷八ノ一・福原対馬。
- (22) 高山公実録・卷四。
- (23) 香宗我部文書。
- (24) 香宗我部家伝証文・四。
- (25) 高木文書。
- (26) 前田家所蔵文書・古蹟文徴・七。
- (27) 浅野家文書・二六一号。

##### 五、キリシタン禁令と貿易政策

秀吉の貿易政策は、朝鮮出兵計画とからみあって、天正十五年の九州征服とともに具体的に展開される。九州知行割のさなかに、キリシタン禁令を發布したが、同時に、博多と長崎という外交上の二大根拠地に対し、独自の政策をうち出している。博多に対しては、貿易上の中継基地として重視していたことは、九州知行割に際して、秀吉みずから、「然ぞ博多津、大唐南蛮高麗自国々船付仲間、殿下号御座所、普請仰付<sup>(1)</sup>」とのべており、同時に地子免許を行っていた<sup>(2)</sup>。このとき、津内において給人が家を持つことを禁止し、諸国の浦々において、博多の廻船が妨げをうけることのないよう指示するなど、種々の保護を与えている。津内の代表的豪商である島井宗室は、秀吉の朝鮮出兵計画に密接に関与していたことが知られているが<sup>(3)</sup>、天正二〇年三月に

は、宗室と、同じく博多の豪商である神屋宗湛に対して、博多津内の蔵を空けておくようにとの指示<sup>4</sup>が、秀吉から小早川隆景を通じて出されている。言うまでもなく、これは朝鮮出兵に備えて、兵糧米を備蓄するためのものであり、全国から蔵米を集中させ、兵站基地としての機能を高めるため、さきの楽津令をはじめ、一連の都市政策を実施したものである。

長崎については、事実上キリシタン信徒の所領となっていたが、秀吉は天正十六年に収公し、藤堂高虎・寺沢広高の両名を蔵入地化のための上使として派遣し、同年四月には鍋島直茂を代官に任命して預り地としている。そして、閏五月には長崎にも地子免許<sup>7</sup>を令し、六月には藤堂・寺沢に対して、商人・町人に対する非儀の取締りを指示<sup>8</sup>しており、天正十九年六月に発した法令<sup>9</sup>では、とくに南蛮人・唐人に対する保護をうたっている。天正二〇年には長崎奉行に寺沢広高を任命するが、さらに村山等安という在地の有力者を長崎代官に据え、民政や海外貿易のことを掌らせている。この村山等安が、実はキリシタン信徒であった<sup>11</sup>ということは、極めて興味ふかい事実である。

キリシタン禁令の条文<sup>12</sup>では、宗教と貿易を形式上は分離し、黒船による商売は今後も奨励する旨を強調しているが、この時期の貿易自体が、キリシタン宣教師の布教活動と密接に結びついているのであるから、本来的には不可分の関係にある。したがって、この時期の貿易の問題を考えるためには、逆に、宣教師のもつ多面的な性格を明かにする必要があろう。従来の研究においては、宗教と貿易との内的連関を

重視することなく、宣教師の献身的な布教活動にたいする心情的共感や、宣教師を外国の植民地支配勢力の手先きとみなす見解など、ややもすれば一面的な評価にとどまっていたきらいがある。

キリシタン宣教師の布教活動と、イスパニア・ポルトガル王室の植民・貿易政策との関係については、これが「布教保護権制度」によって密接に結びついていたことが知られる<sup>13</sup>。それによれば、宗教的熱情を強くもち、殉教をも恐れず献身的に活動したキリシタン宣教師が、他面では、日本のことを「イスパニア（又はポルトガル）国王の征服に属する地」ととなえ、日本を征服し、貿易を行い、キリスト教への改宗をすすめるという事業が、それぞれの国王の権限に属するものと考えていたのであり、そのために、直接的軍事力行使によって目的を達成しようとした事実<sup>14</sup>も明かにされている。このような宣教師の意識の問題をも含めて、この時期の貿易や市場構造の実態を、豊臣政権の展開過程の中に位置づけて論じた研究は必ずしも多くはないが、貿易史の側から岩生成一<sup>15</sup>氏が、次第に貿易よりも禁教へと比重が移っていく過程を明かにされ、キリシタン史の側から海老沢有道<sup>16</sup>氏が、禁教令が結果として貿易統制につながったという指摘がなされている。

キリシタン禁令が直接に意図したことから、秀吉の手による貿易の独占であろう。宗教と貿易が分離しえない構造にあるからこそ、キリシタンを否定的媒介にしなければ、貿易独占は不可能であった。その意味から、一般的な貿易振興策とは区別されよう。キリシタン禁令が徹底さを欠いていたといわれることがらについても、長崎を直轄領

にすることによって、貿易の独占をはかり、他方では、村山等安の如きキリシタンを長崎代官に任命することを通じて、ポルトガル商人との円滑な関係をとり結び、ここで輸出入を一括統制しようとした秀吉の貿易政策から考えれば、全く当然のことといえよう。たとえば、キリシタン禁令発布の翌年にあたる天正十六年に、秀吉は長崎に代理人として小西立佐を送り、ポルトガル船が積み来った生糸九百ピコ(九万斤)を、日本人商人を排除して独占的に購入した事実は、いわゆる「將軍糸」<sup>(18)</sup>と同様の貿易独占形態にはかならないが、この件を報じたルイス・フロイスは、この小西立佐がキリシタンであったことは、「神の慈悲」で、もし異教徒だったならば、大変な事態になったであろうという意味のことをのべている。<sup>(19)</sup>キリシタン信徒に対する直接的な弾圧が行われた事例は、貿易と無関係の場合が多く、秀吉の貿易政策を担当する側近は、かえってキリシタンで占められていた。

キリシタン禁令は、国内の大名支配のために行われた政策でもあつた。これが九州知行割のさなかに発布されたことは、その意味からは象徴的である。キリシタン大名およびその家臣は、直接にキリシタンの関係を通じて貿易を行うことは可能であり、有馬・大友・大村らの九州諸大名は、積極的に自己の領内に外国船を入港させようとしていた。そして、キリシタン宣教師が、わが国の内戦に介入しようとし、特定の大名に軍事援助を行おうとした例<sup>(20)</sup>もあり、大名の側も、このような軍事的・経済的利益を考えに入れて、キリシタンに改宗する例もあつたといわれている。このような関係を打破し、直轄領である長崎

を媒介に、貿易独占体制を確立するためには、宗教統制を通じて行うより方法はなかったものと思われる。その意味からいえば、貿易独占形態が成立しない段階での、典型的な自由貿易ともいえるものは倭寇であるが、十六世紀後半の松浦周辺など倭寇の中心地は、キリスト教信仰が極めて盛んであつた地域であるという藤間生大氏の指摘は、極めて示唆に富むものを含んでいるといえよう。キリシタン禁令を媒介とする貿易統制は、この時期の大名統制の強力な手段であつた。

朱印船貿易の制度については、秀吉の時代の天正二〇年に創始されたという通説は史料の根拠に乏しく、この事実を否定する見解も出されているが、単に貿易商人のみならず、西国大名の貿易活動を統制するものとして、朱印状の発布手続きまでも示した事例もある<sup>(21)</sup>ので、名称はともかく、この時点で、幕府と同様の貿易統制が行われていたことは明かであろう。したがって、貿易政策に関しても、豊臣政権と徳川幕府とは、基本的に同一であると確認されるのである。

- (1) 本願寺文書・二。
- (2) 毛利家文書・(三)・一一一四号。
- (3) 田中健夫氏『島井宗室』(吉川弘文館)
- (4) 島井文書・乾。
- (5) 鍋島直茂譜考補・六。
- (6) 鍋島文書・一。
- (7) 鍋島直茂譜考補・六。
- (8) 長崎略史・上巻・六頁(長崎叢書「三所収」)
- (9) 鍋島文書・一。
- (10) 長崎略史・上巻・八頁(同右)



- (11) 岩生成一氏「長崎代官村山等安と其没落」(歴史地理)四十七卷二号)  
 (12) 天正十五年六月十八日付の十一ヶ条(神宮文庫蔵「御朱印師職古格」)  
 および、同六月十九日付の五ヶ条(松浦文書)。なお、史料の伝来系統  
 や文書の性格・内容等については、検討を要する点があるように思われ  
 る。  
 (13) 高瀬弘一郎氏「大航海時代イベリア両国の世界二分割征服案と日本」  
 (思想)五六八号)。  
 (14) 高瀬弘一郎氏「キリシタン宣教師の軍事計画(上・中)」(「史学」四  
 二巻三号・四三巻三号)  
 (15) 岩生成一氏「鎖国」(中央公論社「日本の歴史」十四)七七頁以下。  
 (16) 海老沢有道氏「日本キリシタン史概説」(塙書房)二七九頁。  
 (17) 岡本良知氏「十六世紀日欧交通史の研究」(六甲書房)四八八頁。  
 (18) 加藤栄一氏「成初期の糸割符に関する一考察」(「日本社会経済史研究  
 ・近世編」所収)  
 (19) 注(17)に同じ。  
 (20) 松田毅一氏「近世初期日本関係南蛮史料の研究」(風間書房)五九八  
 頁。  
 (21) 藤間生大氏「近世における東アジア認識の精神構造」(「歴史評論」一  
 七二・一七三・一七四・一七六号、のち『東アジア世界の形成』所収)  
 (22) 岩生成一氏「朱印船貿易史の研究」(弘文堂)四四頁。なお、氏は外  
 国側の史料から、少くとも秀吉の時期に、朱印状交付に類似した慣行が  
 あったことを確認されている。  
 (23) 中田易直氏「朱印船制度創設に関する諸問題」(一)(中央大学文学部  
 史学科紀要)一四号)  
 (24) 森山恒雄氏「豊臣期海外貿易の一形態―肥後加藤氏領における関係史  
 料の紹介―」(「東海大学文学部紀要」八輯)

豊臣政権の市場構造(三鬼)

### むすびにかえて

以上、都市と貿易の問題を手懸りに、豊臣政権の市場構造について  
 考えて来た。この問題は、豊臣政権の権力構造や基礎構造を扱う場合  
 とは異って、秀吉が発給した知行宛行状や対農民法令など、直接的な  
 史料から分析することは困難で、時期の前後する二次的な材料から考  
 察の手懸りをつかむ外はない。

いわゆる自由都市論は、封建制再編成論に帰結するが、問題は、そ  
 れと全く異った論理構造をもち、その批判的克服のうえに立ってい  
 る筈の幕藩制国家論においても、この自由都市論と合致するような傾  
 向が見出されるということである。たとえば、幕藩制の構造的特質論  
 が幕藩制国家論へと展開していく過程において、種々の鋭い論点を提  
 出された佐々木潤之介氏は、次のようにのべておられる。

同時に統一政権を考える場合に注意しなくてはならないのは、都  
 市乃至流通支配の問題であろう。いわゆる「中世」末にあって、領  
 主・国人・「地侍」たちが、避難所として利用しえた都市の存在は、  
 見落すことができない。それは、自治都市の存在を意味するからで  
 ある。しかし、それと同時に、私たちは、当時の小百姓が自らを解  
 放する唯一の手段としての逃亡が、宿場町を主とする地方都市に向  
 っておこなわれたことを、もっとも重視しなければならぬ。だろ  
 う。そこには、都市が小百姓にとって現実の解放の場であることが  
 示されているし、そのような意味を領主化の進展とともに都市がい

っそう強く持つに至るだろうことはすでにみたとおりである。だから、この限りでは都市の自治性は、領主化の進展とともに強化するだろう。(統一政権論の歴史的前提。「歴史評論」二四一号、九六～九七頁)

ここでは、アプリアリに設定された中世末の自治都市が、土豪地帯の「避難所」であり、宿場町などの中小都市が、小百姓の「解放の場」であって、領主化の進展とともに都市の自治が強化されていくという見解が示されているのであるが、「自治」の具体的内容はもちろん、都市をめぐる中世国家や在地領主権との対抗関係等は、何ものべられていない。領主階級にとっての避難所とは、一般民衆にとって何であろうか。戦乱と破壊のなかで、他領の支配者による一層苛酷な収奪の強化を意味するものではないだろうか。

都市への小農民の逃亡が、この時期の最も基本的な斗争形態であるという考え方も疑問である。石高制の形成過程において、生産力的基礎を確立しつつあった当時の小農民が、生産点を放棄することが、なぜ小農民がみずからを解放する唯一の方向になりうるのかという論理的説明は与えられていない。むしろ、生産力発展の論理にしたがって、給人Ⅱ在地領主に対する年貢減免要求を基本にすえて考えるべきではないだろうか。個々の給人は独自の基準で年貢徴収を行っているのであるから、相対的にゆるやかな支配を行っている領主の下へ小農民が移動することは自然のことであり、このような「逃散」への領主的対応の所産として、土地緊縛規定が出されるのである。さらに、個

々の領主に対する年貢引下要求は、旱水損など自然災害が大きければ大きいほど激化するから、その際の力関係いかんによっては、領主側は譲歩・後退を余儀なくさせられ、個別領主権は危機にさらされ、ひいては全体制的な危機にも発展しかねないので、豊臣政権は、このような場合の紛争処理のため、有名な「三分法」を定め、損免出入に対する階級的対処をはかったのである。年貢免率の引下げを要求する小農民の抵抗は、のちに江戸時代に入って、定免制という形で免率の固定化をかちとり、生産力の上昇による剰余部分を、自己の手許に獲得することを可能にし、それが、次の新しい時代への転換を準備する条件となったのである。このような基本的な小農民の対領主斗争との関係を考えなければ、顕在化した逃散・一揆などを評価することは不可能である。都市へ逃散した小農民は一般に日傭化するが、そこにおける新たな隷属関係の成立は、果して「解放」の名に値するものであるうか。中世末期から近世初頭にかけての「都市」は決して、封建領主制の枠外にある楽園ではありえない。幸いにして、商人や手工業者に「上昇」しえた実例は多くあろうが、それとても、百姓身分からの解放や農民の経済的地位の向上とは、次元の異なることである。

佐々木氏が主張される、豊臣政権Ⅱ過渡的政権論において、朝鮮役と領国が対照的に扱われた結果、豊臣政権の対外政策は、暗黙のうちに重商主義的なものと考えられ、鎖国は、石高制にもとづく幕藩制的市場構造の性格から、自明のことからのようにみなされて来た面もある。しかしながら、豊臣政権が実際に行った政策は、キリシタン禁令

を媒介にする貿易独占・統制であり、その限りでは、幕府の鎖国政策に、そのまま結びつく性格のものである。朝鮮出兵は、新たに展開しつつある国内の分業体制を、権力の側で把握し、生産・流通過程の掌握という、幕藩制的市場構造の形成を大きく促進する役割を果すものであった。

したがって、都市および貿易の問題を考察する場合も、中世末期からの発展過程のうちに内在する論理を、統一的に理解することが必要となってくるのである。豊臣政権の市場構造の究明は、この時期の国内矛盾のあり方をさぐるうえで、豊臣政権の歴史的位置を確定する作業の一環として、避けることのできない重要な課題であるように思われる。